
プロジェクト	グローバル・ミニマム課税に関する改正法人税法への対応（税効果会計）
項目	第 89 回税効果会計専門委員会及び第 517 回企業会計基準委員会で聞かれた意見

本資料の目的

1. 本資料は、第 89 回税効果会計専門委員会（2023 年 12 月 26 日開催）及び第 517 回企業会計基準委員会（2023 年 12 月 27 日開催）の審議で聞かれた主な意見をまとめたものである。

第 89 回税効果会計専門委員会で聞かれた意見

2. 国際的な会計基準等との比較可能性及び将来の会計基準等における取扱いの予見可能性の観点から、事務局提案に賛成する。
3. 国際的な動向も踏まえて、グローバル・ミニマム課税制度に係る税効果会計に関する論点の調査及び研究を継続していただきたい。
4. 実務対応報告第 44 号の改正案の文案第 3-2 項について、企業会計基準公開草案第 80 号「中間財務諸表に関する会計基準（案）」第 38 項の四半期から中間への読み替えの定めを踏まえて、表現を整理いただきたい。
5. 実務対応報告第 44 号の改正案の標題「グローバル・ミニマム課税に対応する法人税法の改正に係る税効果会計の適用に関する当面の取扱い」について、当該標題から「対応する法人税法の改正」という表現を削除することを検討していただきたい。

第 517 回企業会計基準委員会で聞かれた意見

6. 企業会計基準適用指針第 28 号「税効果会計に係る会計基準の適用指針」の定めにかかわらず、グローバル・ミニマム課税制度の影響を反映しないこととした実務対応報告第 44 号の当面の取扱いの適用を継続することとする事務局提案に賛成する。
7. 実務対応報告第 44 号の改正案の文案の第 15-5 項に記載されている「国際的な動向に変化が生じるまでは」という表現は、今後国際的な動向に変化が生じること

が予定されているという誤解が生じる可能性があるため、表現の修正を検討していただきたい。

8. 令和6年度税制改正大綱において所得合算ルール（IIR）の見直しが行われる予定であることが示されており、当該内容を踏まえてコメント募集期間を1か月程度に短縮することを提案していることが明らかになるようにコメント募集の文書の表現を見直していただきたい。

以 上